

随意契約締結状況

令和2年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	DNA塩基配列解析装置の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月1日	メーカー:ライフテクノロジーズ ジャパン株式会社 東京都港区芝浦4-2-8 (代理店:株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町1-8-6)	1,903,000円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、保守業務に必要な技術・能力及び保守部品を有するのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	
2	病院賠償責任保険	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月1日	取扱保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区3-6-4 代理店:日赤振興会 東京都港区芝大門1-1-3	90,052,700円	契約業者は、過去の実績により他社では得ることのできない当該業務に必要な能力・知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	
3	大容量冷却遠心機(TACSI)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月1日	テルモBCT株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー49階	29,743,560円	契約業者は、保守対象装置の製造業者であり、当該装置に対する一元的な保守管理が可能であるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	
4	採血前検査用簡易型ヘモグロビン測定装置の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月1日	株式会社アムコ 東京都千代田区飯田橋4-8-7	4,371,840円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、当該業務に必要な技術・能力を有するのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	
5	採血前検査用簡易型ヘモグロビン測定装置の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月1日	株式会社ジェイ・エム・エス 広島県広島市中区加古町12-17	5,434,440円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、当該業務に必要な技術・能力を有するのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	
6	薬品保冷库の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月1日	株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町1-8-6	3,307,700円	当該委託業務は、当該機器の製造業者である福島工業株式会社が実施するものであるが、代金の収納業務については、当該機器の納入業者である株式会社池田理化が福島工業株式会社に委託されており、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	

随意契約締結状況

令和2年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
7	成分採血装置の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月1日	テルモBCT株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー49階	159,137,000円	契約業者は、保守対象装置の製造業者であり、当該装置に対する一元的な保守管理が可能であるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	
8	成分採血装置の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月1日	ヘモネティクスジャパン合同会社 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング	122,642,189円	契約業者は、保守対象装置の製造業者であり、当該装置に対する一元的な保守管理が可能であるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	
9	全血採血装置の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月1日	テルモBCT株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー49階	7,638,400円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、当該業務に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	
10	令和2年度日赤糸杉寮の設備管理	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月1日	新東産業株式会社 東京都渋谷区渋谷2-12-19 東建インターナショナルビル	1,051,600円	契約業者は、糸杉寮竣工以来本業務を受託してきており、各設備の仕様等を熟知していること、また、糸杉寮の至近に本社ビルがあり、24時間常駐体制によって緊急の対応が可能であることから、契約の目的及び性質が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	
11	日本赤十字社例規類集(令和2年4月1日版)の作成	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和2年4月6日	株式会社ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-1	4,819,980円	契約業者は、現在使用している法制システムの構築業者であり、当該業務内容に精通し、かつ業務を効率的に実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	